

第 4 回

水上村農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年（2026） 4 月 9 日
水 上 村 農 業 委 員 会

第4回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和8（2026年）4月9日第4回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（10名）

席番号	氏名	席番号	氏名
2	松田一洋	7	山本広樹
3	藤原珠美	8	愛甲純一
4	内田真治	9	椎葉仁吏
5	尾前重徳	11	五家一久
6	那須利八	12	川原隆治

1. 欠席委員は次のとおりである。（2名）

席番号	氏名
1	藤田円香
10	川内ひと実

1. 関係者の出席を求めたもの。
農業委員会事務局長 立尾 一貴

1. 本会議の書記は次のとおりである。
農業委員会事務局 立尾 一貴

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第2号	農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について
議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号	農地利用集積等促進計画について
議案第12号	非農地証明の交付申請について
議案第13号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について
議案第14号	最適化活動の目標の設定等について
報告第3号	農地法第3条の3の規定による届出書

第4回水上村農業委員会総会議題

日 時：令和8年4月9日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願ひします。ご着席ください。
総会に入ります前に、令和8年度最初の総会ということで、
村長よりご挨拶いただきたいと思います。
中嶽村長、よろしくお願ひいたします。

(村長挨拶)

事務局 ありがとうございます。中嶽村長におかれましては、公務
のためここで退席されます。

(村長退席)

事務局 続きまして那須会長よりご挨拶をいただきたいと思いますの
でよろしくお願ひいたします。

(会長挨拶)

事務局 那須会長ありがとうございます。

～異動の挨拶～

それでは会長改めまして、総会の進行をよろしくお願ひいた
します。

会長

では、ただ今から令和8年第4回農業委員会総会を開会いたします。

藤田委員と川内推進委員会から欠席届が出ておりますので、お知らせします。

議事録署名委員を指名します。

2番松田委員、7番山本委員にお願いします。

議長

さっそく議事に入ります。

最初に、農業委員会 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約について事務局より報告をお願いします。

事務局

説明します。

報告第2号農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約について、2ページをお願いいたします。

報告は全部で9番までありますが、1番から8番が農業者年金の受給要件である経営移譲のために、農地中間管理機構熊本県農業公社を通して新規賃借人との間で契約内容変更の手続きをしていく予定となっており、その前段階としての合意解約となります。

9番は、売買するために合意解約となった案件で、後ほど議案第10号として上程します。

まず、番号1です。

2ページをご覧ください。

貸付人及び借受人は資料のとおりです。

土地の所在は湯山字下本野にある農地4筆、中覚井にある農地1筆、中本野にある農地16筆です。

利用権設定日は令和6年7月10日、合意解約日は令和8年

3月8日、土地の引き渡し日は令和8年3月8日です。
場所については、3ページの赤枠部分をご覧ください。旧湯山小学校の東側に点在します。

次に、番号2です。

4ページをご覧ください。

貸付人及び借受人は資料のとおりです。

土地の所在は湯山字上馬場にある農地2筆です。

利用権設定日は令和6年12月7日、合意解約日は令和8年3月8日、土地の引き渡し日は令和8年3月8日です。

場所については、5ページの赤枠部分をご覧ください。湯山保育所の西に位置します。

次に、番号3です。

貸付人及び借受人は資料のとおりです。

土地の所在は湯山字中覚井にある農地3筆です。

利用権設定日は令和2年3月6日、合意解約日は令和8年3月8日、土地の引き渡し日は令和8年3月8日です。

場所については、6ページの赤枠部分をご覧ください。旧湯山小学校の東に位置します。

次に、番号4です。

貸付人及び借受人は資料のとおりです。

土地の所在は湯山字南覚井にある農地2筆です。

利用権設定日は令和6年12月7日、合意解約日は令和8年3月8日、土地の引き渡し日は令和8年3月8日です。

場所については、6ページの青枠部分をご覧ください。旧湯山小学校の東に位置します。

次に、番号5です。

7 ページ目をご覧ください。

貸付人及び借受人は資料のとおりです。

土地の所在は湯山字上笠振にある農地 4 筆です。

利用権設定日は令和 4 年 1 1 月 1 1 日、合意解約日は令和 8 年 3 月 8 日、土地の引き渡し日は令和 8 年 3 月 8 日です。

場所については、8 ページの赤枠部分をご覧ください。本野公民館の南西に位置します。

次に、番号 6 です。

貸付人及び借受人は資料のとおりです。

土地の所在は湯山字上笠振にある農地 3 筆です。

利用権設定日は令和 6 年 5 月 1 3 日、合意解約日は令和 8 年 3 月 8 日、土地の引き渡し日は令和 8 年 3 月 8 日です。

場所については、8 ページの紫枠部分をご覧ください。本野公民館の南西に位置します。

次に、番号 7 です。

貸付人及び借受人は資料のとおりです。

土地の所在は湯山字上笠振にある農地 2 筆です。

利用権設定日は令和 6 年 5 月 1 3 日、合意解約日は令和 8 年 3 月 8 日、土地の引き渡し日は令和 8 年 3 月 8 日です。

場所については、8 ページの青枠部分をご覧ください。本野公民館の南西に位置します。

次に、番号 8 です。

9 ページをご覧ください。

貸付人及び借受人は資料のとおりです。

土地の所在は湯山字下本野にある農地 3 筆と、中本野にある農地 2 筆です。

利用権設定日は平成 2 9 年 6 月 9 日、合意解約日は令和 8 年

3月8日、土地の引き渡し日は令和8年3月8日です。
場所については、10ページの赤枠部分をご覧ください。本
野公民館の南西に位置します。

次に、番号9です。

貸付人及び借受人は資料のとおりです。

土地の所在は岩野字下七代にある農地1筆です。

利用権設定日は令和7年9月1日、合意解約日は令和8年4
月1日、土地の引き渡し日は令和8年4月1日です。

場所については、11ページの赤枠部分をご覧ください。里
坊公民館の北に位置します。

この番号9につきましてが、後ほど売買の議案として上程さ
れるものでございます。

説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何
か質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について
を上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。

12ページをご覧ください。

番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、岩野字上里坊にある農地9筆となります。

地目については、台帳・現況ともに田、面積は合計で12,928㎡です。

場所につきましては13ページの赤枠部分をご覧ください。生善院猫寺の東側に位置します。

また、14ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

12ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（譲渡）でございます。

作付（予定）作物は、水稻です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

番号の2です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、岩野字上楠にある農地2筆となります。

地目については、台帳・現況ともに田、面積は合計で711㎡です。

場所につきましては15ページの赤枠部分をご覧ください。宮田公民館の北側に位置します。

また、16ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

12ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付（予定）作物は、水稻です。農地を農地として利用する

ので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

番号の3です。

17ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、岩野字上七代にある農地1筆となります。

地目については、台帳・現況ともに田、面積は合計で1,846㎡です。

場所につきましては11ページにお戻りください。里坊公民館の北側に位置します。

また、18ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

17ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付（予定）作物は、水稻です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

番号の4です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山字行井手にある農地3筆となります。

地目については、台帳・現況ともに田、面積は合計で4,129㎡です。

場所につきましては19ページの赤枠部分をご覧ください。

北目公民館の南西側に位置します。

また、20ページには現地写真を載せておりますので併せて

ご覧ください。

17ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付（予定）作物は、水稻です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法関係法令集の1ページ目をご覧ください。

農地法第3条第2項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

まず、

1号 取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、

2号 農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、

3号 信託の引き受けによる取得である場合、

4号 譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、

5号 農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。

6号 譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置及び規模からみて、農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合のいずれにも該当しないと思われます。

説明は以上です。

議長 この件については、松田委員と愛甲推進委員が現地調査を行っておりますので、結果について、松田委員、報告をお願いします。

松田委員 4月7日、愛甲推進委員と事務局、私の4名で、現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおりです。すべての農地について、所有権移転後は農地として再度利用されるとのことでしたので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと思われます。
以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(質問、意見あり)

五家推進委員 所有権移転は、田んぼがその時々にあった値段で譲渡されているのか、それとも登記するのが面倒で税金もかかるから、0円でやってもらったのか。状況などはどうなってますか。

事務局 基本的に所有者と買う方のお話合いにて、決まった値段で0円なのかもしくは10aあたりいくらなのか、もしくは総額いくらなのか決まってくるので、こちらからこれぐらいの値段にしてくださいということは言っておりません。
以上になります。

議長 情報として何かそういう話を聞いたんですか。

事務局 申請者からですか？いえ、特段ございません。

事務局長 所有権移転の場合は、今説明する中でもありますけど、いわゆる譲渡、タダで渡しますというのと売買2つに分かれます。今回も譲渡が1件ございます。

売買につきましては、各対象者の方が双方で話し合っ決めて、私たちの方に3条の申請があがってくるところです。農地法3条の申請書の中には、その売買の金額がいくらですか？と書くところがありますので、それで確認しています。以上です。

議長 4件のうち譲渡が1件、あと売買が3件ということですか。

事務局長 今回はそうですね。

議長 他に意見等ございましたら、お願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 議案第10号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

議案第11号 農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。

まず、番号1の売買から審議いたしますが、尾前委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定されている議事参与の制限により、当該議案の審議開始から審議終了まで退席をお願いします。関係議案終了

後に入室、着席していただきます。

(尾前委員退出)

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。21ページをご覧ください。
番号の1です。
借受人、貸付人は資料のとおりです。
申請地は、湯山字上本野にある農地5筆になります。
地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計10,337㎡です。
場所については、22ページの赤枠部分をご覧ください。本
野公民館の北東に位置します。
21ページにお戻りください。
申請理由は賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。
経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米30kg5袋で
す。

以上のとおりであります。別冊の「農地法関係法令集」を
ご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農
地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合
には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関
係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の
設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土
地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積
等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められ
るかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、

その他のときにあつては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第11項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができることとあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、所有権移転が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第18条第5項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

議長

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

議案第11号、番号1については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

尾前委員の入室・着席を許可します。

(入室・着席)

議長 尾前委員に申し上げます。議案第11号、番号1については、適切であると決定したことを報告します。
続いて、番号2に移ります。

事務局 説明します。
次に、番号の2です。
借受人、貸付人は資料のとおりです。
申請地は、湯山字上本野にある農地2筆となります。
地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計2,624㎡です。
場所については、22ページの青枠部分をご覧ください。本
野公民館の東に位置します。
21ページにお戻りください。
申請理由は賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。
経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米30kg2袋で
す。

次に、番号の3です。
借受人、貸付人は資料のとおりです。
申請地は、湯山字上本野にある農地3筆となります。
地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計2,674㎡です。
場所については、22ページの紫枠部分をご覧ください。本
野公民館の北東に位置します。
21ページにお戻りください。
申請理由は賃借権の新規で、契約期間は5年です。
経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米30kg4袋で

す。

以上のとおりであります。農地法関係法令集の3ページ目をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第11項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第18条第5項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

議長 許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 議案第11号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

続いて、議案第12号 非農地証明交付申請についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

23ページをご覧ください。

番号の1です。

申請人は資料をご確認ください。

土地の所在は、湯山字中北目にある土地1筆です。

位置につきましては24ページをご覧ください。

北目公民館の東に位置します。

また、25ページには現地の写真を載せておりますので併せてご確認ください。

23ページにお戻りください。

台帳地目は畑で現況は山林、面積は合計977㎡です。

申請理由といたしましては、耕作不適當等のやむを得ない事情により耕作放棄され、自然かい廃し、今後農地として利用される可能性がないということでこの非農地証明が申請され

ております。
説明は以上になります。

議長 こちらにつきましても、松田委員と愛甲推進委員、事務局の4名で現地調査を行っておりますので、松田委員よりご報告をお願いいたします。

松田委員 報告いたします。
4月7日、愛甲推進委員と事務局との4人で現地の調査を行いました。
現地は荒廃（こうはい）が進んで山林と化しており、所有者も今後耕作する意思もないということで、非農地と判断してもよいかと思われれます。以上、報告を終わります。

議長 只今の報告、事務局の説明について、質問意見等ございますか。

（質問、意見なし）

議長 許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長 全員賛成でございますので、申請のとおり意見決定致します。

次に、議案第13号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてを上程します。事務局より、説明をお願いします。

事務局

26ページをお開きください。

こちらは、農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用の最適化を一体的に進めることができるよう、水上村農業委員会の指針として定めたものです。

前は令和5年に見直しましたが、令和7年度に基本構想を見直したことの伴い、令和8年3月を基準として、農地の面積や新規就農人数の見直しを行います。数字以外は、前回から大きく変わっている部分はありません。以上で説明を終わります。

議長

只今の報告、事務局の説明について、質問意見等ございますか。数字の変更ということで、今28ページから29ページまでこの数字変更についてはおそらく修正した数字となっておりますけれども、これについて質問、意見等ございませんか。

特に29ページあたりは、新規参入者の数字が少し増えてるような感じしてますけれども、管内農地面積そのものも減ってる流れの中での数字も修正がされているようです。

これについて、何か質問・意見等ございましたらお願いいたします。これについて、この修正を行った要因としては、農業会議とのヒアリングにあると思うので、その辺の理由については、何かあれば事務局より皆さん方に説明してください。

事務局

こちらの指針の変更の内容に関しましては、次の議案14号最適化する目標の設定等を令和8年度分を定めることに関係しまして、農業会議の方とのヒアリングを3月に行いまして、現在の耕地面積でしたり、水上村の新規参入者の人数でしたりとか、そういったものを現在出したうえで、県からは議案14号に関しましては、5年後を目処に農地の集積面積

を現在の耕地面積の70%を目標とするということを設定いたして、計画してるものなんですけれども、最適化の推進の方針に関しましては、現状の令和8年から3年ごと最終的あ目標である5年後こちらを算定しております。以上です。

議長 次の議案第14号に関連して、修正を加えてあるということ
でいいですか。

事務局 はい。

議長 これについて、色々と感じたので話すというのは非常に難し
いでしょうけれども、その辺について事務局より補足で説明
することはないですか。なければ意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、申請のとおり意見決定致しま
す。

議長 議案第13号については、全員賛成でございますので、許可と
決定いたします。

議長 次に、議案第14号、令和8年度最適化目標の設定等につい
てを上程いたします。
事務局より説明をお願いします。

説明します。

農業委員会等に関する法律第7条により、農業委員会は農地等の最適化の推進に関する目標を定めるように努め、定めた場合は、遅延なく、これを公表しなければならないとあります。議案第13号でも触れましたが、この目標設定につきましては、水上村の数値と県の目標数値をリンクさせて設定をしているところでございます。これが3月の末に県の農業会議とのヒアリングが行われたところでございます。

水上村農業委員会も目標を定め、熊本県農業会議を通して公表をする予定です。

30ページをご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況」については、実情の定員数や農地面積を集計データを元に打ち出しております。

次に31ページをご覧ください。

「Ⅱ最適化の目標」についてです。

まず、農地の集積ですが、現在、水上村内の農地面積294haの内3月31日現在での担い手への集積面積は111haであり、集積率は37.6%です。令和13年までに、集積率70%を達成するには、残り5年で毎年19ha集積しなければならず、今年度も19ha集積し、年度末の目標集積面積130ha、目標集積率は44.1%になります。

次に、遊休農地の解消についてです。

現在1号遊休農地は3haあり、内、緑区分が2ha、黄色区分が1haです。今年度の緑区分の遊休農地の解消目標面積が0.6haになります。

イの新規発生の遊休農地はございませんので、こちらは0haとなります。

次に32ページの新規参入の促進についてです。

①の現状及び課題ですが、令和6年と7年度の新規参入者は

それぞれ1名ずつでしたが、高齢化に伴い、離農者の更なる増加が今後も見込まれることが課題となっております。

- ②の権利移動面積についてですが、令和7年度に農地法第3条において農地の権利移動がなされた農地は2haであり、過去3年間の平均は2haでした。

最後に「最適化活動の活動目標」ですが、農業委員会活動として一人あたり月平均8日を活動日誌の提出目標と公表しますが、皆様には10日を目標として活動いただけたらと思います

。農地パトロールも例年どおり行い、新規参入者への相談も常時行っていく予定です。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の事務局の説明について、何か意見はありませんか。

(意見、意義なし)

議長

全員賛成でございますので、議案第14については、計画のとおり意見決定します。

続いて、報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書の報告についてを上程します。
事務局よりお願いします。

事務局

説明します。

33ページをご覧ください。

こちらは、相続による農地所有者の異動を届け出るために提出されました。

土地の所在は、岩野字前田にある土地6筆です。

位置につきましては、34ページをご覧ください。旧岩野小

学校の東に点在します。

説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

ほかにご意見等がなければ、提案した議案は以上のおりでありますので、第4回農業委員会総会を閉会します。

(14時25分)

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議 長 那須 利八

署名委員 松田 一洋

署名委員 山本 広樹